

未払法人税等の「要・不要」 判定チェックブック



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年1月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

未払法人税等の「要・不要」判定チェックブック

あなたの会社はどっち？ 計上の要・不要チェック

企業会計の原則は「発生主義」ですが、中小企業の経理実務では、簡便的な「現金主義（払った時に費用にする）」が採用されることもあります。

判定	推奨されるケース	メリット・デメリット
計上する (未払計上)	<ul style="list-style-type: none">正しい期間損益を把握したい銀行融資や経営分析を重視する上場企業またはその子会社	<p>【○】当期の利益と税金コストが対応し、本来の収益力が可視化される。</p> <p>【×】決算時の計算手間が増え、税務申告書での調整が必要になる。</p>
計上しない (現金主義)	<ul style="list-style-type: none">事務負担を極限まで減らしたい小規模な事業者	<p>【○】実際に納付書で払った時だけ仕訳を切れば良いため簡単。</p> <p>【×】黒字の期に税金費用が計上されず、翌期が赤字でも赤字の期に税金の支払いによる税金費用が計上され、業績とコストがズレる。</p>

未払法人税等の「要・不要」判定チェックブック

実践！決算整理仕訳のパターン

「計上する」を選択した場合の基本的な仕訳フローです。すでに中間納付（仮払法人税等）を行っている場合は、その分を差し引いて未払分を計上します。

1. 決算時（税額の確定と計上）

当期の利益に対する税額が総額100、うち中間納付済が40の場合。

2. 翌期（納付時）

確定申告を行い、残りの税額（60）を支払った時。

借方科目	金額	貸方科目	金額	借方科目	金額	貸方科目	金額
法人税、住民税及び事業税	100	仮払法人税等	40	未払法人税等	60	現金預金	60
		未払法人税等	60				

税務申告上の注意点（別表四・五）

会計上、決算時に「法人税、住民税及び事業税（費用）」を計上しても、税務上はまだ「損金（経費）」として認められません。

そのため、法人税申告書（別表四）にて、計上した税額を「加算（自己否認）」する調整が必要です。

※事業税に関しては、原則として「申告書を提出した日の属する事業年度」の損金となります。